

各区市町村保育主管課長 殿

東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援課長

「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認」に係る児童の状況把握への協力について（依頼）

平素から東京都の児童福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

乳幼児健診未受診、未就園、不就学等の児童については、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、毎年度、定期的に安全確認を行うこととされており、東京都内の区市町村の児童福祉部門においても、こども家庭庁からの通知に基づき、安全確認を実施しております。

当該調査の実施にあたっては、未就園や不就学等で通園・通学をしていない児童の他、幼稚園、学校、保育所、認定こども園等に通園している場合でも、関係機関による状況確認ができていない児童について把握する必要があります。

つきましては、以下のとおり、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 当該調査にあたり、貴区市町村における保育所等の在籍児童の状況把握について、各区市町村子供家庭支援センターから依頼があった場合には、子供家庭支援センターと在籍児童の状況を共有していただくよう、お願いいたします。
- 2 当該調査に関わらず、保育所等において以下の事案が発生した場合には、当該児童の住所の存する区市町村の子供家庭支援センター（東京都外に住所を有する児童の場合は、住所の存する市町村の児童福祉主管部門）に情報提供いただくよう、貴管下の保育所等（認証保育所を含む）へのご周知をお願いいたします。（児童相談所設置区及び中核市においては、認可外保育施設も含めてご周知をお願いいたします。）
 - （1）7日間連続で欠席した児童について、保育所等が状況を把握できていない場合
 - （2）長期欠席児童について、保育所等による状況確認が6カ月以上できていない場合なお、児童の安全に関して緊急性があると判断した場合、上記によらず、速やかに、児童の住所の存する区市町村の子供家庭支援センター（東京都外に住所を有する児童の場合は、住所の存する市町村の児童福祉主管部門）に連絡いただくようお願いいたします。

【担当】

東京都福祉局子供・子育て支援部
家庭支援課子育て事業担当

電話：03-5320-4371（直通）